

平成24年10月11日午前10時30分 判決言渡（703号法廷）

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

東京地方裁判所民事第2部 川神裕（裁判長），林史高，菅野昌彦

(言渡立会い：川神裕，菅野昌彦，岡部弘)

判 決 骨 子

第1 当事者 原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

第2 事案の概要

本件は、原告らが、外務大臣に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、昭和26年から昭和40年にかけて行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）に関する行政文書の開示請求をしたところ、外務大臣から、369文書（その後の追加開示により、348文書となっている。）について、情報公開法5条3号、4号又は6号等の不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を開示しない旨の決定（本件各処分）を受けるなどしたことから、本件各処分の取消し及び不開示部分の開示の義務付けを求めている事案である。

第3 主文の趣旨

本件各処分の一部（別紙2参照）を取り消し、当該取消しに係る不開示部分の開示を義務付ける一方、その余の不開示部分に係る義務付けの訴えを却下し、原告らのその余の請求を棄却する。

第4 理由の骨子

- 1 情報公開法5条3号、4号、6号該当性の審査方法及び主張立証責任の所在等
事務事業情報（情報公開法5条6号）に関しては、被告において、第三者機関であり情報の内容等を直接には把握することができない裁判所において当該情報が事務事業情報に該当するか否かを判断するのに支障がない程度の具体性をもって当該情報の内容を特定した上、これを公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めるに足りる事情を主張立証すべきであり、

かつ、これで足りると解すべきである。

他方、国の安全等に関する情報（同条3号）及び公共安全秩序維持情報（同条4号）に関しては、裁判所の審理、判断が、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを検討するという観点から行われるべきものであることから、⑦ まず、被告において、当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該不開示処分当時の状況等、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、⑦ 被告がした上記主張立証により、当該情報を開示することにより、不開示の理由とされた同条3号又は4号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定される場合には、同条3号又は4号に基づき開示をしないことを争う原告らが、当該不開示情報に該当すると認めることにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実について主張立証することを要すると解すべきである。

なお、⑦ 当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は、上記⑦の事情として、同条3号又は4号の不開示情報に該当するとされる当該情報につき、当該行政文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である。

2 本件各処分に係る不開示文書又は不開示部分の不開示情報該当性

被告の主張に係る本件各処分の理由の類型に応じ、別紙1のとおりの7類型に分けて不開示情報該当性を検討した（なお、不開示理由7に関する請求については、訴えの取下げがされた。）。

(1) 不開示理由 1

被告は、本件各処分に係る行政文書（本件各文書）には、韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記されているなどとして、今後想定される日朝国交正常化交渉等における北朝鮮との交渉上不利になるおそれ（情報公開法 5 条 3 号）がある旨主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、本件各文書が上記 1 ④の場合に該当すると認め、被告が上記 1 ④及び⑤の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、特に、対象文書に記録されている情報が、①本件各文書の開示部分に記録されている情報と同一の内容のもの又は同一と評価し得るもの、②日韓会談において両国間で授受された文書（韓国側開示文書として開示されているものと推認される。）に記録されているもの、③当時の官公庁において一般国民に公開することも予定して一般的又は網羅的に調査するなどして得た情報であって現在において一般に入手可能なもの等に記録されているもの、④専ら当時の財政事情、経済情勢又は貨幣価値等に基づく検討内容又は計算金額等に係るもの、⑤日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財に関する客観的事実等に係るものであると認められる場合には、上記 1 ④の事情があるとは認められず、また、⑥上記②以外のものであっても、韓国側開示文書によって既に公にされている情報と同一の内容のもの等であると認められる場合には、外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるが、その余のものについては原則として情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められると判断した（本件各処分のうち不開示理由 1 に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙 2 の 1 のとおり）。

(2) 不開示理由 2

被告は、本件各文書には、韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記されているなどとして、他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法 5 条 3 号、6 号）が

あると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、同条3号の不開示情報該当性については、本件各文書が上記1④の場合に該当すると認め、被告が上記1④及び⑤の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、30年以上の期間の経過、その間の事情の変更等の当裁判所の認定事実を総合考慮すれば、対象文書に記録されている情報が、日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やそれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であることをもって、直ちに、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認することはできないが、これらの情報が本件各処分当時においてなお日本と韓国等との間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等であったり、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであつたりするなどの事情がある場合には、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認する余地があると判断し、これらの点を踏まえて同条6号の不開示情報該当性についても判断した（本件各処分のうち不開示理由2に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙2の2のとおり）。

(3) 不開示理由3

被告は、本件各文書には、竹島問題等に関する韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記されているなどとして、竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（情報公開法5条3号）があると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、本件各文書が上記1④の場合に該当すると認め、被告が上記1④及び⑤の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、対象文書に記録されている情報が、①竹島問題に関する日本側の提案・見解・

対処方針等であって、日本側が韓国側に文書で提示したもの又は日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたもの（ただし、後者については原則として非公開約束があるものを除く。），②竹島問題に関して韓国側から示された提案・見解等（ただし、原則として非公開約束があるものを除く。），③竹島問題に関する第三国の見解等に関するものであると認められる場合は、上記①の事情があるとは認められず、その余のものについては情報公開法5条3号の不開示情報該当性が認められるもの又はこれを個別的・具体的に検討すべきものであると判断した（本件各処分のうち不開示理由3に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙2の3のとおり）。

（4）不開示理由4

被告は、本件各文書には、要人警備又は海上警備等に関する情報が子細に記されているなどとして、これを公にすることによる犯罪の予防、鎮圧等の公共安全秩序維持に支障を及ぼすおそれ（情報公開法5条4号、6号）があると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、同条4号の不開示情報該当性については、本件各文書が上記①の場合に該当すると認め、被告が上記①及び④の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、対象文書に記録されている情報は、要人警護若しくは海上警備の具体的方法等又は犯罪の捜査手法等に係るものであれば、上記①のもの等に該当しない限り、同号の不開示情報該当性が認められると判断し、これらの点を踏まえて同条6号の不開示情報該当性についても判断した（本件各処分のうち不開示理由4に係るもので取り消すべきものの数等は、別紙2の4のとおり）。

（5）不開示理由5

被告は、本件各文書には、公表慣行のない国の機関の連絡先が記されているとして、これを公にすることによる国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法5条6号）があると主張し、原告らは、被告の具

体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、対象文書に記録されている情報が、警察庁その他の関係機関の非公表の内線番号又は外線直通番号であり、警察庁その他の関係機関の事務の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認められるから、情報公開法5条6号の不開示情報に該当すると判断した。

(6) 不開示理由6

被告は、本件各文書には、竹島を含む水域の警備等に関する情報が記されているなどとして、これを公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、公共安全秩序維持や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法5条3号、4号、6号）があると主張し、原告らは、被告の具体的な主張立証が尽くされていないなどと主張する。

当裁判所は、同条4号の不開示情報該当性につき、本件各文書が上記①の場合に該当すると認め、被告が上記①及び④の事情を主張立証しているかどうかを検討したところ、対象文書に記録されている情報が、竹島を含む水域の海上保安庁による海上警備の方法の具体的な内容や自衛隊を出勤させた場合の法的な問題点に関する具体的な見解に係るものであり、一般的又は類型的にみて、公共安全秩序維持に関するものに当たることを推認できること等から、同号の不開示情報に該当すると判断した。

(7) 不開示理由8

被告は、本件各文書には、昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりが記されているとして、公にする慣行のない個人情報であり、これを公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれ（情報公開法5条1号、3号）があると主張し、原告らは、上記やりとりが、昭和天皇にとっては国事行為に相当する公人としての行為であり、韓国政府高官にとっては自著でその内容を紹介しているものであること、長期間の時の経過等からすれば、被告の主張は認められないなどと主張する。

当裁判所は、同条1号の不開示情報該当性について、行政文書に記録され

ている情報であって天皇が公人として行う行為である外国要人との挙詔等に係るものは、形式的には同号ハの「公務員等の職務の執行に係る情報」には該当しないものの、その内容・性質等に鑑みると、実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準じるものと見ることができると解した上、本件においては、対象文書に記載されている情報が同号イの「慣行により公にすることが予定されている情報」に当たるものと判断した。また、同条3号の不開示情報該当性についても、本件においては、一般的又は類型的にみて、現時点においてこれを公にしたとしても、韓国等との信頼関係を損なうものとはいえないとして、これに該当しないと判断した。

3 当裁判所の付言

なお、当裁判所は、本件各処分のうち前記2で適法とされたものの中には、処分行政庁である外務大臣において、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約（当該情報の内容と開示部分の内容とを直接対照することができないこと）を超えて、当裁判所が説示した観点、特に本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等に当たるかどうかという観点から再度検討すれば、更にその全部又は一部を開示する余地のあるものもあり得ると考えられるから、外務大臣においては、本件各文書中の不開示部分について、上記の観点からの再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれるというべきである旨付言した。

(別紙 1)

本件各処分の不開示理由類型

- 1 北朝鮮との交渉上不利になるおそれ（情報公開法 5 条 3 号。不開示理由 1）
- 2 他国との信頼関係を損ない、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条 3 号、6 号。不開示理由 2）
- 3 竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益になるおそれ（同条 3 号。不開示理由 3）
- 4 要人警備又は海上警備等に関する情報を公にすることによる犯罪の予防、鎮圧等の公共安全秩序維持に支障を及ぼすおそれ（同条 4 号、6 号。不開示理由 4）
- 5 公表慣行のない国の機関の連絡先を公にすることによる国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条 6 号。不開示理由 5）
- 6 竹島を含む水域の警備等に関する情報を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、公共安全秩序維持や国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条 3 号、4 号、6 号。不開示理由 6）
- 7 昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりであって公にする慣行のない個人情報であり、これを公にすることによる他国等との信頼関係が損なわれるおそれ（同条 1 号、3 号。不開示理由 8）

(別紙2)

本件各処分の取消部分及び適法部分の概要

1 不開示理由1関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
256	117	47	92

2 不開示理由2関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
65	57	1	7

3 不開示理由3関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
44	31	8	5

4 不開示理由4関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
11	5	0	6

5 不開示理由5関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
1	0	0	1

6 不開示理由6関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
3	0	0	3

7 不開示理由8関係

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
2	2	0	0

8 総計(1~7の合計)

合計数	取消部分		適法部分
	全部取消	一部取消	
382	212	56	114

※ 「取消部分」は、本件各処分の全部又は一部を取り消すべきものをいい、「適法部分」は、本件各処分に取り消すべき部分がないものをいう。